

光京都ネット通信等サービス提供に関する覚書（案）

京都市を申込者とし、企業名（ここには通信等サービスの提供者の社名を記載）を提供者として、光京都ネット通信等サービス提供に関する覚書を締結する。

（総則）

第1条 申込者と提供者とは、この覚書に定めるもののほか、別添のサービス仕様書、図面その他の関係図書（別に申込者が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。仕様書等の詳細は、通信サービスに関する要件により提供者が提案する内容を基に別途作成）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

- 2 この覚書に定める規定は、申込者・提供者間で別段の合意がなされない限り、申込者・提供者間で別途締結される光京都ネット通信等サービス提供に関する個別契約（以下「個別契約」という。）に適用されるものとする。ただし、この覚書と個別契約に矛盾が生じたときは、個別契約の規定が優先するものとする。
- 3 提供者は、この覚書を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この覚書の履行に関し申込者・提供者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この覚書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この覚書の履行に関し申込者・提供者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。
- 7 この覚書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法に定めるところによるものとする。
- 8 この覚書に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（対象物件）

第2条 この覚書の対象サービス及び物件（以下「本サービス」という。）は、仕様書等のとおりとする。

（覚書有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、申込者が本サービスの提供を受ける初月を含む60ヶ月とし、60ヶ月目の末日を有効期間の末日とする。ただし、第1条2項に規定する個別契約にて実施するものとする。

なお、覚書有効期間は覚書締結時に改めて確認し、具体的な期間を明記するものとする。

（本サービスの提供）

第4条 提供者は、次条の使用料金等の金額をもって、本サービスを申込者に提供するものとする。

- 2 提供者は、申込者の準備する光京都ネット用ネットワーク、システム及びその付帯設備（以下「システム等」という。）の運用及び維持に必要な範囲内で、本サービ

スを申込者に提供するものとする。

(使用料金等)

第5条 提供者が提供する本サービスの使用料金等は、光京都ネット通信等サービス提供に関する使用料金等単価表（通信サービスに関する要件により委託契約の受託者が提案する内容を基に別途作成）のとおりとする。

2 提供者が提供する本サービスの月額使用料金は、個別契約締結日から発生するものとする。

3 法令の改正、経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない理由により、使用料金等を改定する必要が生じたときは、申込者・提供者間協議のうえ、その額を見直すものとする。

(注意義務)

第6条 申込者は、善良な管理者の注意をもって、提供者が提供する本サービスを、本来の用法に従い使用するものとする。

(損害の賠償)

第7条 申込者は、その故意又は過失により提供者から提供を受けた対象物件を損傷したときは、提供者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により損害を賠償する場合において、提供者が加入している保険により補てんされる金額がある場合は、これを控除するものとする。

3 提供者は、本サービスの提供に当たって、その故意又は過失により申込者のシステム等を損傷したとき又は提供者が提供する本サービス及び申込者のシステム等に障害が発生したことにより損害（第三者に及ぼしたものも含む。）を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用料金等の支払い)

第8条 提供者は、申込者・提供者間で別途締結される個別契約に基づき、当月分における第5条の使用料金について、その翌月に書面をもって申込者に請求するものとする。

2 申込者は、前月分の使用料金について、提供者からの適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に提供者に当該請求金額を支払わなければならない。

3 提供者は、申込者の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を申込者に請求することができる。

(違約金等)

第9条 提供者の責めに基づく理由により、個別契約で定めた本サービスの利用開始日において、申込者が使用することができないときは、申込者・提供者間で協議のうえ申込者は提供者に対し、違約金として支払を請求することができる。

2 申込者の都合により、第3条の覚書有効期間満了までの申込者個別契約を締結しない場合又は個別契約を解除する場合は、覚書有効期間満了までの利用で見込まれていた使用料金の残額を申込者・提供者間で協議のうえ、提供者は申込者に対し支

払を請求することができる。

(事前協議等)

第 10 条 申込者は、本サービスについて、その一部を取り替え、又は移動させるとときは、事前に提供者と協議しなければならない。

2 提供者は、本サービスの維持、運用等に支障のないときは、事前に通知のうえ、申込者に提供する本サービスの仕様を変更することができる。

(途中解約)

第 11 条 申込者は、この覚書有効期間が終了する前に、この覚書を解除しようとするときは、6箇月前までに、文書により提供者に通知しなければならない。

(覚書の解除)

第 12 条 申込者は、提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、本サービスの提供されないとき、又は提供される見込みがないとき。
- (2) この覚書又は本サービスの提供に当たり、不正の行為があったとき。
- (3) 本サービスの提供に当たり、正当な理由がないのに申込者の指示に従わなかつたとき。
- (4) この覚書の有効期間中に成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になつたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この覚書の条件に著しく違反したとき。

2 申込者は、翌年度以降の申込者の歳入歳出予算において、提供者に支払うべき使用料金が減額され又は削除されたときは、この覚書を解除することができる。

(保守管理等のための立ち入り)

第 13 条 提供者は、本サービスの保守管理等のために必要があるときは、申込者に提供した本サービスの提供場所に立ち入ることができる。

(義務の履行の委託の禁止等)

第 14 条 提供者は、申込者の文書による承認を得なければ、この覚書に係る義務の履行を第三者に委託し、これに係る権利を第三者に譲渡し、又はこれに係る義務を第三者に承継させてはならない。

(紛争の解決)

第 15 条 この覚書に関し、申込者・提供者間に紛争を生じたときは、申込者及び提供者は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、申込者・提供者それぞれが負担する。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 提供者は、この覚書の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人の情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(提供者の談合等の不正行為に係る申込者の解除権)

第 17 条 申込者は、この覚書に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

- (1) 提供者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。) 第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。
- ア 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - イ 独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
 - ウ 提供者が独占禁止法第52条第4項の規定により審判の請求を取り下げ、同条第2項に規定する原処分(以下「原処分」という。)が確定したとき。
 - エ 公正取引委員会が、独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。)をした場合において、提供者が独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。
 - オ 公正取引委員会が行った審決に対し、提供者が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、若しくは当該訴えを却下する判決が確定したとき、又は提供者が当該訴えを取り下げたとき。
- (2) 刑法第96条の3の罪について提供者(提供者が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。)に対する有罪の判決が確定したとき。
- (3) 刑法第198条の罪について提供者に対する有罪の判決が確定したとき。

(提供者の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 18 条 提供者がこの覚書に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、申込者がこの覚書を解除するか否かにかかわらず、かつ、申込者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、提供者は、別に締結する個別契約代金額の10分の2に相当する額を賠償金として申込者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令、処分、又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この覚書による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、提供者が共同企業体であり、既に解散しているときは、申込者は、提供者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、提供者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、申込者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、申込者がその超える分について提供者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(提供者が暴力団員等であった場合の申込者の解除権)

第 19 条 申込者は、この覚書の履行期間中において、提供者が次の各号のいずれかに該当していたときは、この覚書を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）をいう。第3号、第4号及び第5号において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団員が提供者の経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 提供者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本サービスの提供に当たり、再委託先等その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 提供者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託先等の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、申込者が提供者に対して当該契約の解除を求め、提供者がこれに従わなかったとき。
- 2 提供者が前項各号のいずれかに該当したときは、申込者がこの覚書を解除するか否かにかかわらず、提供者は、別に締結する個別契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として申込者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この覚書による履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項に規定する場合において、提供者が共同企業体であり、既に解散しているときは、申込者は、提供者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、提供者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。

（不当介入の場合の報告書の提出等）

- 第20条 提供者は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。
- 2 提供者は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。
- 3 申込者及び提供者は、暴力団等による不当介入によりこの覚書の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

（補則）

- 第21条 この覚書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令

によるほか、申込者・提供者間で協議して定める。

この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、申込者・提供者各自1通を保有する。

令和 年 月 日

申込者 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

代表者 京都市長 松井 孝治

印

提供者

代表者